

第9 暮らしの安心確保

自殺・うつ病対策を推進するとともに、被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施、「住居」、「生活相談」などが一体となった貧困・困窮者への支援、住宅手当の支給等により暮らしの安心を確保する。

1 自殺・うつ病対策の推進

60億円(36億円)

(1) 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ(訪問による支援)体制の確立
(新規)(再掲・60ページ参照) 16億円

(2) 認知行動療法の普及の推進(再掲・60ページ参照) 98百万円

(3) 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援

4. 2億円(3.5億円)

都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」における専門相談の実施のほか、関係機関のネットワーク化等により、うつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を行うとともに、地域の保健所と職域の産業医、産業保健師等との連携の強化による自殺対策の向上を図る。また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。

(4) 自殺予防に向けた相談体制の充実と人材育成 36億円(31億円)

うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する者に対するうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修や地域におけるメンタルヘルスを担う従事者に対する精神保健等に関する研修を行うこと等により、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

また、メンタルヘルス不調の発生防止のため、職場におけるストレス等の要因に対して、働く方や職場において適切な対応が実施されるようにするとともに、事業所に対する支援体制の整備を行う。

(5) うつ病等の精神疾患に関する国民の正しい理解の促進

75百万円(81百万円)

自殺との関連が強いとされるうつ病等の精神疾患に関し、ホームページ等を通じ広く国民各層への普及啓発を行う。

(6) 自殺予防総合対策センターにおける情報提供・調査研究等の推進

独立行政法人国立精神・神経医療研究センター運営費交付金(40億円)の内数

総合的な自殺対策を実施するため、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置されている自殺予防総合対策センターにおいて、国内外の情報収集、インターネットによる情報提供、関係団体等との連絡調整を行うとともに、医療現場でパーソナリティ障害に対応する医師や地域におけるメンタルヘルスを担う心理職等に対する専門的な研修等及び自殺の実態を解明するための調査を行う。

2 被保護者の自立支援に向けた生活保護制度の適正な実施

(1) 被保護者の社会的な居場所づくりの支援

セーフティネット支援対策等事業費補助金(200億円)の内数

「新しい公共」と言われる企業、NPO、市民等と、行政とが協働し、社会から孤立する生活保護受給者に対する様々な社会経験の機会の提供や、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯の子どもに対する学習支援を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

- (例)・農作業やものづくりなどの就労体験を行う事業を民間企業に委託
- ・公園の緑化や清掃活動などの社会参加事業を財団・社会福祉法人に委託
 - ・生活保護世帯の子どもに対して勉強を教える学習支援事業をNPO法人に委託

(2) 就労支援員の確保

被保護者に対する就労支援の充実のため、引き続き、福祉事務所等に配置する就労支援員の確保を図る。

(3) 生活保護に係る国庫負担

2兆4,703億円(2兆2,006億円)

生活保護を必要としている者に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

3 地域福祉の推進

136億円

(1) 貧困・困窮者の「絆」再生事業(新規)

76億円

やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに、住まいの確保や食事の提供、心や健康に関する相談を行うなどの総合的な支援を行うNPO等の民間団体に対し、新たに活動助成を行う。(全国で250程度の団体) これにより、「新しい公共」の仕組みを活用し、支援の対象となる方々の地域・社会へのつながり(絆)の再構築を図る。

(2) 生活・居住セーフティネット支援事業(新規)

60億円

「貧困・困窮者の「絆」再生事業」に加え、やむなく路上生活を送っている方や地域において孤立し様々な生活課題を抱えている方などに対し、必要な生活費や債務整理費用等を融資(生活福祉資金)することにより、生活・居住セーフティネットを強化する。

4 就労自立を支える「居住セーフティネット」の整備

雇用と住居を失った者等の住居の確保を図り就労自立を支援するため、引き続き緊急雇用創出事業臨時特例基金による住宅手当の給付等を行う。